

## 2. 加工食品の表示について

容器包装された加工食品を販売する際には、表示例のような様式に従った食品表示が必要です。  
食品によっては個別的義務表示として、個々に必要な表示があります。

表示例（加工食品の表示）

①	名称	そうざい（ポテトサラダ）
②～⑥	原材料名	ばれいしょ（国産）（遺伝子組み換えでない）、乳化液状ドレッシング（食用植物油、砂糖、その他）（卵・乳成分・鶏肉を含む）、にんじん、たまねぎ/調味料（アミノ酸等）、糊料（増粘多糖類：大豆由来）、香辛料抽出物
⑦	内容量	200g
⑧	消費期限	2025.12.15
⑨	保存方法	10℃以下で保存して下さい。
⑩	販売者	〇〇食品株式会社 三重県津市□-□
⑪	製造者	△△食品株式会社 三重県津市×-×



三重県食の安全・安心キャラクター「こころ」

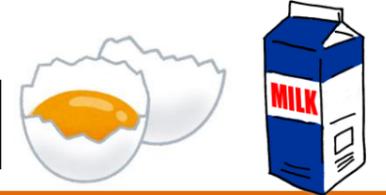
表示すべき項目と内容	
事項名	内容
①名称（品質事項、衛生事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の内容を表す一般的な名称を表示します。</li> <li>名称の規定がある場合はその規定に従い、表示します。</li> </ul>
②原材料名（品質事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の重量割合の高いものから順に表示します。</li> </ul>
③原料原産地【輸入品については原産国名】（品質事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地を表示します。</li> <li>表示方法として「国別重量順表示（例：国産）」、「製造地表示（例：国内製造）」、「又は表示（例：アメリカ産又は国産）」、「大括り表示（例：輸入）」、「大括り表示+又は表示（例：輸入又は国産）」があります。</li> <li>【注意】別表15に定められた22食品群と個別の5品目には、原料原産地表示について個別の規定があります。</li> </ul>
※原料原産地は「原料原産地」の事項欄を設けて表示することもできます。また、輸入品については「原産国名」の事項欄を設け、表示します。	
④添加物（衛生事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示方法として、「添加物」の事項欄を設ける方法、表示例のように「原材料名」の事項欄に記号「/」で区分する方法があります。</li> </ul>
⑤アレルギー表示（衛生事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示例のように、個別表示が原則です。</li> <li>個別表示が困難な場合は一括表示も可能です。</li> </ul>
⑥遺伝子組み換え食品の表示（品質事項、衛生事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務表示と任意表示があり、大豆、とうもろこしなど9種類の農産物と加工食品33食品群が表示の対象です。</li> </ul>
⑦内容量【固形量、内容総量】（品質事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>g、kg、ml、L、個数、枚数などで商品の内容量を記載します。（製品によっては単位の規定があるものもあります）</li> <li>決められた特定商品を密封したものについては計量法の規定に従い、表示します。</li> </ul>
⑧期限表示（衛生事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の特性に応じて、「消費期限」又は「賞味期限」を表示します。</li> </ul>
⑨保存方法（衛生事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>開封前の保存方法を製品の特性に応じて表示します。</li> </ul>
⑩食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（品質事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「製造者」、「加工者」、「輸入者」、「販売者」のうち、表示に責任を持つものを表示します。</li> </ul>
⑪製造所等（衛生事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造所等の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示します。</li> </ul>
※⑩と「所在地」、「氏名又は名称」が同一の場合は省略できます。	

### （1）アレルギー表示の一括表示について

個別表示により難しい場合などのアレルギーの一括表示は（一部に〇〇・△△を含む）と表示します。個別表示において、代替表記、拡大表記等でアレルギー表示が省略できる場合でも、全て表示します。

表示例（アレルギーの一括表示）

原材料名	ばれいしょ（国産）（遺伝子組み換えでない）、…（省略）…、（一部に卵・乳成分・鶏肉・大豆を含む）
------	--



#### \*アレルギー表示の注意点について

- 表示義務のある特定原材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））と表示推奨される特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンドなど）があります。
- 「卵白」、「卵黄」は、「卵」の代替表記と認められないので、アレルギー表示が必要です。

#### 表示例 卵白（卵を含む）、卵黄（卵を含む）

- 乳について、個別表示の際、原材料では「乳成分を含む」、添加物では「乳由来」と表示します。なお、一括表示する際は、添加物由来であっても「一部に乳成分・〇〇を含む」とします。

### （2）製造所固有記号について

表示例（製造所固有記号の表示）

製造者	〇〇食品株式会社 +A 〇〇県△△市□-□
-----	--------------------------

製造所固有記号のお問い合わせ先  
0120 - 000 - ×××

- 同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り、製造所固有記号の使用が可能です。（製造所固有記号の使用には消費者庁への届出が必要です）
- 「+」を冠して、製造所固有記号を記入します。また、「製造所固有記号の問合せ先」や「製造所の情報を記載したウェブサイトのアドレス」等を記載する必要があります。

## 3. 栄養成分表示（保健事項）について

容器包装された加工食品、添加物を販売する際は、原則、栄養成分の量及び熱量の表示が義務付けられています。（一部免除規定あり）

表示例（クッキーの栄養成分表示）

栄養成分表示（1枚当たり）	
熱量	25 kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	1.1g
炭水化物	3.5g
食塩相当量	0.04g

- 「栄養成分表示」と表示
- 食品の単位（100g、100ml、1包装、1食分（0g））を表示。
- 各項目の表示順番は決まっています。
- 「ナトリウム」の量については、「食塩相当量（ナトリウムの量に2.54を乗じたもの）」をgで表示します。

推定値

- 表示値は分析の他、計算で求めた値の表示も可能です。
- 合理的な推定により得られた値の際は「推定値」等と記載します。



三重県食の安全・安心キャラクター「まもる」

### 食品等の自主回収（リコール）制度について

～ラベルの貼り間違い、表示漏れにご注意ください～

令和3年6月1日から食品関連事業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合、自主回収の情報を行政に届け出ることが義務化されました。

自主回収事例として、ラベル貼り間違い等による「アレルギー表示」の欠落が多くみられます。今一度、表示のチェック体制について、万全であるかご確認をお願いします。

参考：三重県HP「食品の自主回収（リコール）制度について」→  
[https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/69482043414\\_00005.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/69482043414_00005.htm)



## 食品表示についてのお問い合わせ

名称		住所・電話番号	所管地域
三重県	医療保健部 食品安全課 ※健康推進課	津市広明町13番地 TEL：059-224-2358 TEL：059-224-2294	県内全域 ※栄養成分表示に関する表示の相談
	桑名保健所 衛生指導課 ※健康増進課	桑名市中央町5丁目71 TEL：0594-24-3623 TEL：0594-24-3625	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡 注) 四日市市については品質事項のみ桑名保健所の所管になります。
	鈴鹿保健所 衛生指導課 ※健康増進課	鈴鹿市西条5丁目117 TEL：059-382-8674 TEL：059-382-8672	鈴鹿市・亀山市
	津保健所 衛生指導課 ※健康増進課	津市桜橋3丁目446-34 TEL：059-223-5112 TEL：059-223-5184	津市
	松阪保健所 衛生指導課 ※健康増進課	松阪市高町138 TEL：0598-50-0529 TEL：0598-50-0531	松阪市・多気郡
	伊勢保健所 衛生指導課 ※健康増進課	伊勢市勢田町628-2 TEL：0596-27-5151 TEL：0596-27-5137	伊勢市・度会郡
	志摩市駐在	志摩市阿児町鶴方3098-9 TEL：0599-43-5111	鳥羽市・志摩市 ※栄養成分表示の相談は伊勢保健所健康増進課へ
	伊賀保健所 衛生指導課 ※健康増進課	伊賀市四十九町2802 TEL：0595-24-8080 TEL：0595-24-8045	伊賀市・名張市
	尾鷲保健所 衛生指導課 ※健康増進課	尾鷲市坂場西町1-1 TEL：0597-23-3461 TEL：0597-23-3454	尾鷲市・北牟婁郡
熊野保健所 衛生指導課 ※健康増進課	熊野市井戸町383 TEL：0597-85-2159 TEL：0597-89-6115	熊野市・南牟婁郡	
四日市市	四日市市保健所	衛生指導課 四日市市諏訪町2-2 TEL：059-352-0592	四日市市（衛生事項のみ） 注) 品質事項に関する表示の相談は桑名保健所衛生指導課へ
		※健康づくり課 四日市市諏訪町1-5 TEL：059-354-8291	四日市市 （栄養成分表示に関する相談）
景品表示法に関する窓口		三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 消費生活センター班 TEL：059-224-2400	
米トレーサビリティ法に関する窓口		三重県農林水産部 農産物安全・流通課 食の安全・安心班 TEL：059-224-3154	
消費者庁 食品表示課 東京都千代田区霞が関3-1-1 TEL：03-3507-8800			

2025年3月発行

# 食品表示基準に基づいた表示をしましょう

## 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に基づく表示について

### 1. 生鮮食品の表示について

生鮮食品を販売する際には、「名称」、「原産地」等の表示が必要です。また、食品によっては別途、個別的義務表示として個々に必要な表示があります。

#### 農産物

しいたけの表示例

しいたけ（菌床）  
三重県産

#### 水産物

マダイ（無包装）表示例

三重県産 マダイ  
養殖 解凍

#### 畜産物

豚肉（無包装）表示例

国産 豚ロース肉  
100g ○○○円



- ・容器包装されていない一般用生鮮食品であっても、「しいたけの栽培方法（菌床、原木）」や水産物の「解凍した旨」、「養殖された旨」の表示は必要です。
- ・食肉の表示は食品表示基準のほか、「公正競争規約」も参照して下さい。

### 表示すべき項目と内容

事項名	内容		
①名称（品質事項、衛生事項）	・食品の内容を表す一般的な名称を表示します。（水産物は「魚介類の名称ガイドライン」をご参考下さい）		
②原産地（品質事項）	国産品	輸入品	
	農産物	<b>都道府県名</b> ○市町村名やその他一般に知られている地名も可	<b>原産国名</b> ○市町村名やその他一般に知られている地名も可
	畜産物	<b>国産である旨</b> ○主たる飼養地がある都道府県名や市町村名、一般に知られている地名も可	<b>原産国名</b>
水産物	<b>漁獲した水域名又は養殖場がある都道府県名</b> ○水域名表示が困難なものには、水揚げ港又はその港がある都道府県名で表示も可 ○水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名の併記可	<b>原産国名</b> ○水域名の併記可	
③その他	・「放射線照射に関する事項（衛生事項）」 ・「遺伝子組み換え農産物に関する事項（品質事項、衛生事項）」 ・決められた特定商品を密封した場合は「内容量（品質事項）」及び「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（品質事項）」など		

注) 別表第24で規定される玄米及び精米、食肉、鶏の殻付き卵、水産物などは別途、個別的義務表示として個々に必要な表示があります。また、玄米及び精米については表示様式も定められています。

#### \* しいたけ・アサリの原産地表示ルールの見直しについて

- ・しいたけの原産地は、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所（**植菌地**）を原産地とします。
- ・輸入アサリの原産地は「**長いところルール**」の厳格化に伴い、蓄養の有無に関わらず、輸出国となります。